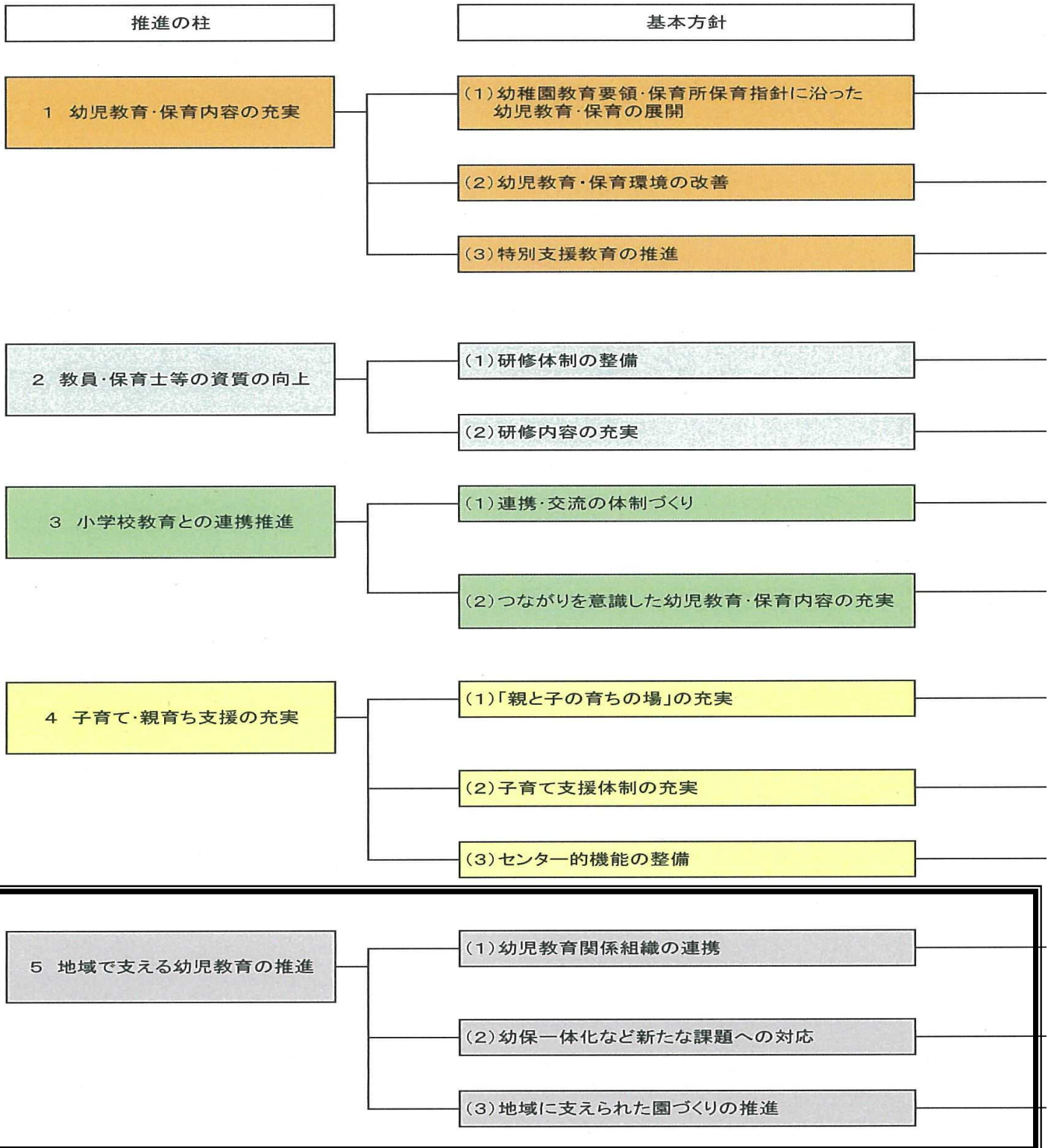


推進の柱 5

地域で支える幼児教育の推進



体系表



地域で支える幼児教育の推進

目 標

- ①幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容の理解推進
- ②幼児教育・保育内容の充実
- ③学校評価・自己評価の実施

- ①幼児教育・保育環境の整備

- ①園内体制の整備
- ②個別の(教育)支援計画の作成・活用

- ①計画的・組織的な研修の推進
- ②研修体系の整備

- ①課題に基づいた研修の充実
- ②幼保一体化に向けた研修の充実

- ①幼児・児童の交流活動の推進
- ②幼稚園・保育所・認定こども園・小学校教職員の連携・交流の推進

- ①接続期のカリキュラムの作成
- ②地域における連携体制の整備

- ①多様な場を活用した交流機会の提供
- ②保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- ③親と子の生活習慣づくりの支援

- ①関係機関と連携した子育て支援体制の充実
- ②家庭や地域における子育て支援体制の充実

- ①幼稚園・保育所・認定こども園におけるセンター的機能の充実

- ①連携体制の整備
- ②市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定

- ①幼稚園・保育所・認定こども園の連携推進
- ②認定こども園の充実

- ①地域資源の活用

地域で支える
幼児教育の推進

5 地域で支える幼児教育の推進

子どもの健やかな育ちを支援していくため、県と市町村の幼児教育と児童福祉、子育ての支援、保健医療などさまざまな関係機関が連携して、総合的な幼児教育・保育の取組を推進し、県全体として各種施策等の展開をめざします。

また、県内の市町村において進みつつある地域の実情に応じた幼児教育・保育の取組を支援するとともに、鳥取の恵まれた自然・文化などの地域資源の活用や地域の人との交流を通して、ふるさとに愛着を持った「遊びきる子ども」の育成をめざします。

地域の人々が、子どもや幼稚園・保育所・認定こども園に関心を持ち、かかわっていくことは、地域と幼稚園・保育所・認定こども園との結びつきを強め、地域全体で子どもを育てる取組を活性化することにつながります。

基本方針（1）幼児教育関係組織の連携

目標① 連携体制の整備

県及び市町村における幼児教育関係組織の連携体制を整備します。

【推進のための具体的な取組】

【県】

- 本プログラムの進捗状況の把握や評価・改善
- 幼稚園・保育所の行政窓口の一本化に向けた検討
- 県・市町村関係課、市町村間の連絡調整
- 市町村における担当部署の一元化への支援

【設置者】

- 私立幼稚園の担当部局を明確にし、指導体制を整えましょう。資料1
- 幼稚園・保育所・認定こども園等の窓口を一本化しましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 地域の関係機関と連携を進めましょう。
 - ・幼稚園 ・保育所 ・小中学校 ・特別支援学校 ・専門機関 ・公民館 ・行政機関
 - ・医療機関 など



資料 1

【幼稚園設置状況と行政窓口】

(平成24年5月1日現在) H24文部科学省幼児教育実態調査より

市町名	公私の別	行政窓口
鳥取市	公立・私立両方設置	その他
倉吉市	私立のみ設置	首長部局
米子市	私立のみ設置	首長部局
境港市	私立のみ設置	首長部局
若桜町	私立のみ設置	教育委員会
湯梨浜町	公立のみ設置	首長部局
北栄町	公立のみ設置	教育委員会



【保育所の行政窓口】

(平成24年5月1日現在)

	市町村数	割合 (%)
教育委員会	5	26.3
首長部局	14	73.7

保育所を教育委員会が所管することにより、総合的・系統的な指導体制を整備している市町村もあります。

施策

幼児教育関係者による意見交換

鳥取県幼児教育振興プログラムの進捗状況を的確に把握するとともに、施策が効果的に実施できるよう地域の幼児教育関係者や県関係課による意見交換の機会を設定します。

幼児教育関係者による意見交換

【内容】

- ・ 幼稚園・保育所・小学校等の幼児教育関係者による意見交換
- ・ 幼児教育振興プログラムの進捗状況について確認



【構成】

- ・ 幼稚園・保育所等の設置者の代表
- ・ 幼稚園・保育所・小学校の代表
- ・ 学識経験者

県組織における意見交換

【内容】

- ・ 県の幼児教育関係課による意見交換
- ・ 幼児教育振興プログラムに基づいた施策の効果的な実施状況や新たな課題について協議



地域で支える
幼児教育の推進

基本方針（１）幼児教育関係組織の連携

目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定

市町村では、地域の実情や課題を踏まえた幼児教育の振興に関するプログラムを策定・改訂することなどにより、幼児教育の充実に関する施策を効果的に推進するように努めます。資料2

【推進のための具体的な取組】

【県】

- 市町村への幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定に必要な情報や資料の提供及び指導助言
- 本プログラムの周知・活用
- 市町村の幼児教育関係職員を支援するための研修会等の開催

【設置者】

- 幼児教育に関する政策プログラムを策定し、具体的な取組を推進しましょう。
- 幼児教育の充実に向けた取組などに関する保護者や地域住民などとの意見交換会等を開催しましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 県の振興プログラムや市町村の幼児教育に関する政策プログラムを参考にして、園経営の充実を図りましょう。

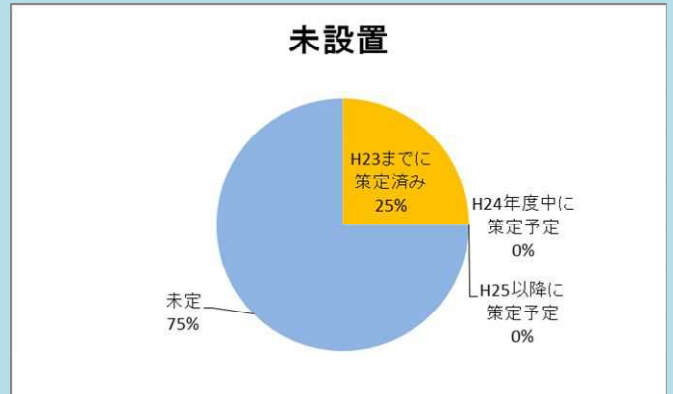
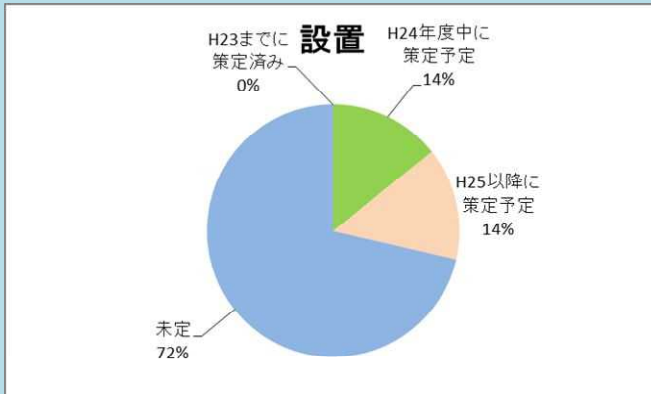


【幼児教育に関する政策プログラムの策定状況】

資料2

H24 文部科学省幼児教育実態調査より

	県	幼稚園設置市町村	幼稚園未設置市町村
H23までに策定済み	1	0	3
H24年度中に策定予定	—	1	0
H25以降に策定予定	—	1	0
未定（「策定しない」を含む）	—	5	9



幼稚園が設置されている7市町村のうち、平成23年度までに策定した市町村はありません。幼稚園が設置されていない12市町村のうち、平成23年度までに策定済みは3市町村となっています。

具体的な取組の推進が求められます。

施策

「幼児教育を語る会」

幼稚園・保育所の関係者、保護者、小学校教員、行政関係者、地域住民などが、幼児教育の充実などに向けて意見交換をする機会を設定します。地域の課題を共有して課題解決の方法等を探り、共通実践につなげることができます。



全町（4保育所・3小学校）の保育所職員、小学校教員、行政関係者が、保育実践をもとに、幼児教育の充実に向けて研究協議を行いました。



「子どもの明日を語る会」兼「家庭教育推進協議会」では、町の子どもたちの状況をもとに、学校教育と家庭教育とのかかわりや課題について意見交換をしました。

地域で支える
幼児教育の推進

基本方針（２）幼保一体化など新たな課題への対応

目標① 幼稚園・保育所・認定こども園の連携推進

教員・保育士等が相互に幼児教育・保育について理解を深め、子どもの豊かな経験や学びにつながるよう、幼稚園と保育所、認定こども園の連携推進に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県】

- 研修会の開催
 - ・幼稚園・保育所・認定こども園教職員の相互理解の場の提供
 - ・専任指導主事・保育専門員による研修支援
- 行政情報の提供や好事例の紹介

【設置者】

- 園運営、幼児教育・保育内容等の改善・充実に関する合同研修会を開催しましょう。
- 幼稚園・保育所・認定こども園教職員の相互理解の場を設けましょう。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の窓口を一本化しましょう。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の人事交流を進めましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園】

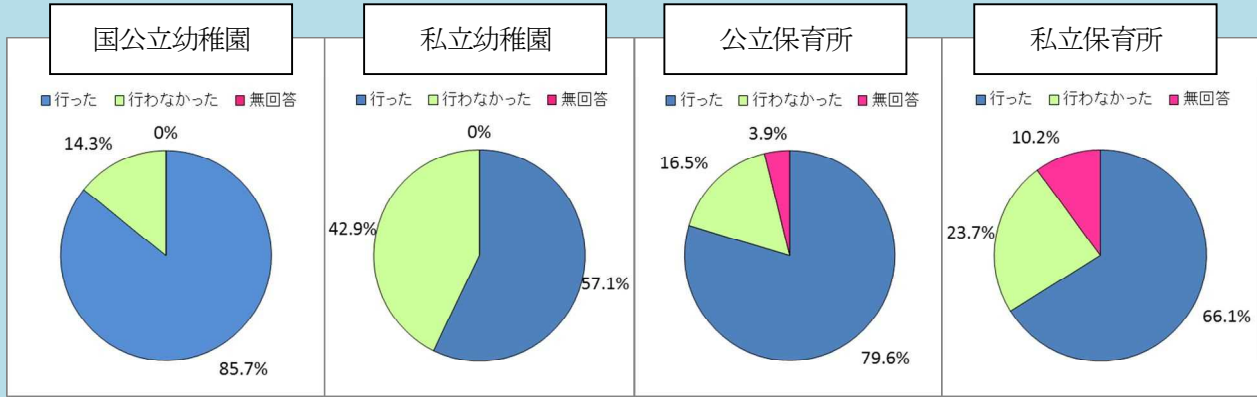
- 地域の幼稚園・保育所・認定こども園と連携して、相互の保育参観や合同研修会等に参加し他園のよい実践に学びましょう。**資料3**
 - ・幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修
 - ・幼稚園教員・保育士の合同研修会
 - ・子ども同士の交流活動



【幼稚園と保育所の交流について】

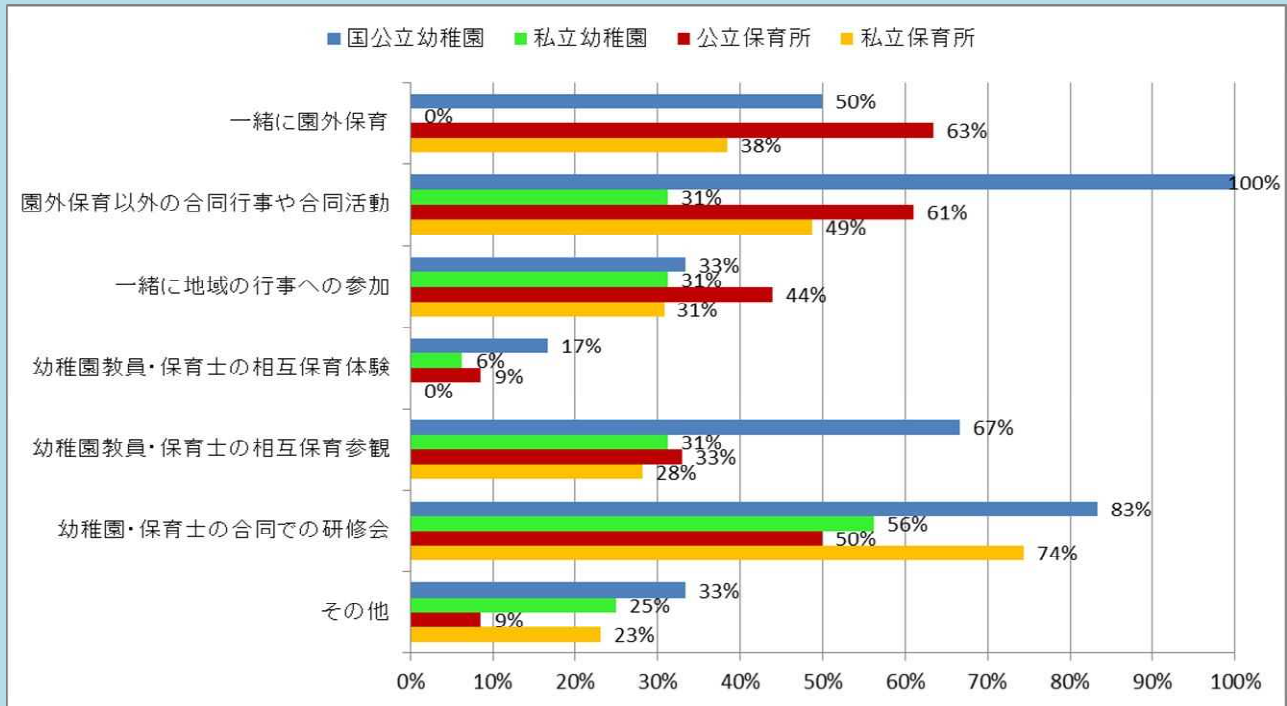
H24 文部科学省幼児教育実態調査より

(1) 他の園との交流



公立の幼稚園・保育所の他園と交流している割合が高くなっています。

(2) 行った交流内容 (該当するものすべてに○)



幼稚園教員・保育士の相互保育参観や合同研修の割合は高くなっていますが、相互保育体験の実施はあまり行われていません。

地域で支える
幼児教育の推進

基本方針（２） 幼保一体化など新たな課題への対応

目標② 認定こども園の充実

地域のニーズに応じた認定こども園制度の周知に努めるとともに、教員・保育士等の研修の充実を図り、認定こども園の質の確保・向上に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県】

- 認定こども園制度の周知
- 認定こども園関係者の資質向上に関する研修会の開催
- 行政情報の提供や好事例の紹介

【設置者】

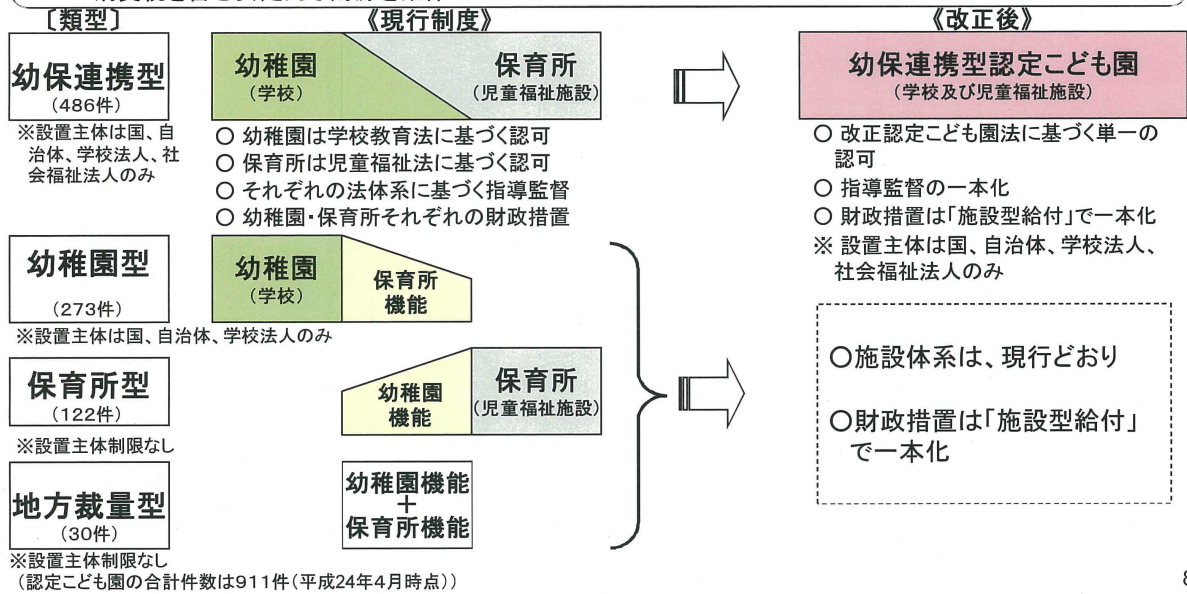
- 認定こども園制度の理解のための研修会を開催しましょう。
- 行政情報の提供や好事例の紹介に努めましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 認定こども園の特徴やよさを生かした教育・保育課程や指導計画を作成しましょう。
- 地域の実態に応じた子育て支援を進めましょう。

認定こども園法の改正について

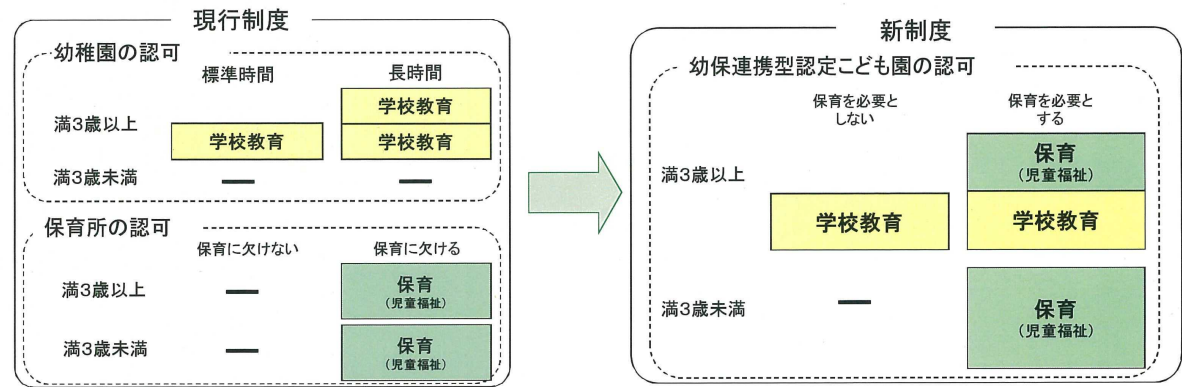
- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



8

新たな幼保連携型認定こども園

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。
 - ※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - ※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進する。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）



地域で支える
幼児教育の推進

認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」を創設。（新たな「幼保連携型認定こども園」が生まれます。）

<http://www.8.cao.go.jp/shoushi/kodomo3houan/pdf/s-koufu.pdf>

基本方針（3）地域に支えられた園づくりの推進

目標① 地域資源の活用

地域の自然に触れたり、地域の人々と交流したり、地域の施設を活用したりするなど、地域との連携を図る取組を推進します。資料4・資料5

【推進のための具体的な取組】

【県】

- 県内の地域資源に関する情報収集、情報提供
- 専任指導主事・保育専門員による園内研修の支援

【設置者】

- 地域人材活用の支援体制を作りましょう。
- 地域資源に関する情報収集や情報提供に努めましょう。

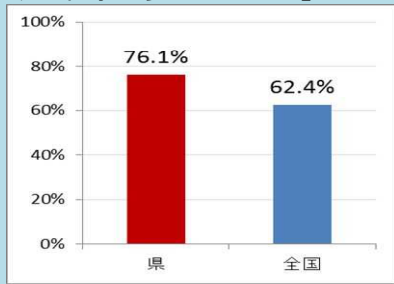
【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 地域資源を積極的に活用しましょう。
 - ・ふるさとの山、川などの自然の中での体験活動
 - ・地域に伝わる民話、わらべうた、各種行事など伝統文化と触れ合う体験活動
 - ・地域体験マップや人材バンクなどの作成
- 公園・図書館・児童館・スポーツ施設などを積極的に活用しましょう。
- 高齢者や福祉施設等との交流を進めましょう。
- 中学生・高校生の保育体験の受入れを進めましょう。

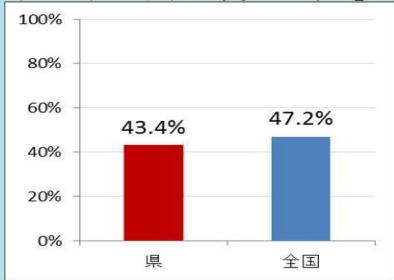


資料4

【地域の行事に参加している】



【地域の歴史や自然に関心がある】

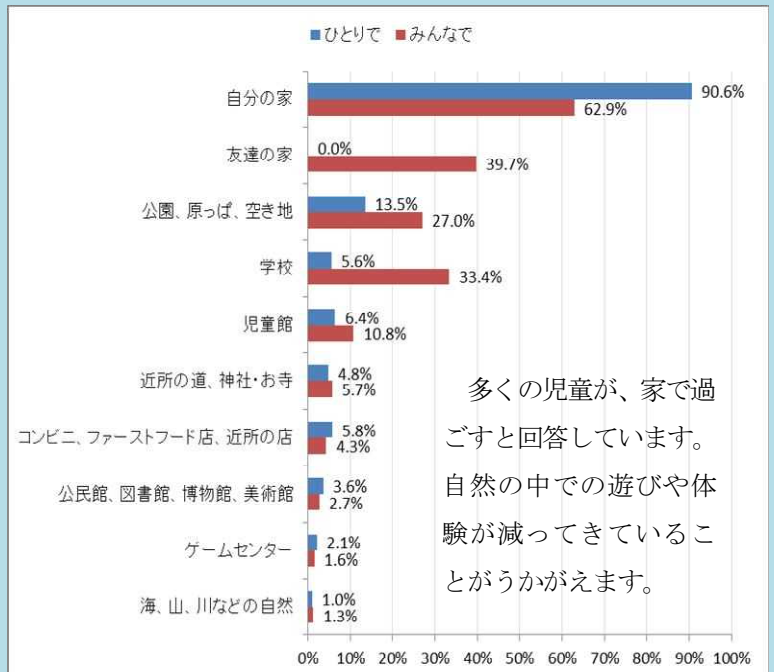


全国に比べると、多くの児童が地域の行事に参加していますが、地域の歴史や自然への関心が低いことがうかがえます。

平成21年度全国学力・学習状況調査
小学校質問紙調査結果より

資料5

【小学校がある日の放課後、一人で過ごす場所、みんなで過ごす場所
(それぞれに関して、多いものを3つまで選択)



多くの児童が、家で過ごすと回答しています。自然の中での遊びや体験が減ってきていることがうかがえます。

文部科学省委託調査「地域の教育力に関する実態調査」報告

平成18年3月

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyoo2/003/siryuu/O6032317/002.htm



地域資源を活用した取組

地域の実情に応じて、幼児の心を揺さぶるような豊かな体験が得られる機会を積極的に設けたり、公園や児童館等の施設や地域の多様な人材を積極的に活用したりすることが必要です。



～近くの魚市場に出かける～



～地域の人にしめなわづくりを教わる～

POINT

地域には豊かな自然や文化などがあります。子どもと地域資源をつなぎ、豊かな心を育てていきましょう。

地域で支える
幼児教育の推進

資料編

「幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会」名簿

	氏名	所属
幼稚園・保育所 関係者	西山 和子	国公立幼稚園長会（鳥取市立こじか幼稚園長）
	西元 和夫	私立幼稚園協会（美哉幼稚園長）
	大橋 和久	子ども家庭育み協会（倉吉東保育園長）
小学校関係者	森本 直子	小学校長会（八頭町立隼小学校長）
保護者	秦野 譲二	鳥取短期大学附属幼稚園・保育園PTA会長
学識経験者	◎塩野谷 斉	鳥取大学地域学部教授
	松本 典子	鳥取短期大学幼児教育保育学科教授
市町村行政関係者	福井 千代	鳥取市福祉保健部健康・子育て推進局児童家庭課参事
	浜崎 厚子	湯梨浜町子育て支援課長
アドバイザー	無藤 隆	白梅学園大学教授
	黒崎 徳江	京都市こどもみらい館首席主事

◎座長

協議の経過

会議	開催日	内容
第1回	平成24年7月5日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育振興プログラム改訂にあたって ・座長の選出 ・鳥取県の幼児教育の現状と課題について自由討議 ・めざす子ども像について
第2回	平成24年8月27日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「幼児教育の今後」 白梅学園大学 無藤 隆 教授 ・6歳のめざす子ども像について ・骨子素案について
第3回	平成24年10月15日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案について
第4回	平成24年12月17日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム案について
第5回	平成25年1月7日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム最終案について

関係課連絡先一覧

	課名	住所	電話番号	メールアドレス
1	小中学校課	鳥取市東町1丁目271番地	0857-26-7509	shouchuugakkou@pref.tottori.jp
2	教育総務課	鳥取市東町1丁目271番地	0857-26-7504	kyouikusoumu@pref.tottori.jp
3	特別支援教育課	鳥取市東町1丁目271番地	0857-26-7574	tokubetusienkvoiku@pref.tottori.jp
4	教育センター	鳥取市湖山町北5丁目201番地	0857-28-2321	kvoikucenter@pref.tottori.jp
5	家庭・地域教育課	鳥取市東町1丁目271番地	0857-26-7518	kateichiiki@pref.tottori.jp
6	スポーツ健康教育課	鳥取市東町1丁目271番地	0857-26-7918	sportskenkou@pref.tottori.jp
7	東部教育局	鳥取市扇町21番地	0857-22-1601	tobukyoku@pref.tottori.jp
8	中部教育局	倉吉市東巖城2番地	0858-23-3250	chubukyoku@pref.tottori.jp
9	西部教育局	米子市靴町1丁目160番地	0859-31-9771	seibukyoku@pref.tottori.jp
10	子育て応援課	鳥取市東町1丁目220番地	0857-26-7148	kosodate@pref.tottori.jp
11	子ども発達支援課	鳥取市東町1丁目221番地	0857-26-7151	kodomoshien@pref.tottori.jp

子育てに便利な情報一覧

相談内容	相談窓口	所在地	電話番号	
児童についてのあらゆる相談	児童相談所	福祉相談センター	鳥取市江津318-1	0857-23-1031
		倉吉児童相談所	倉吉市宮川町二丁目36	0858-23-1141
		米子児童相談所	米子市博労町四丁目50	0859-33-1471
虐待に関すること	子ども家庭支援センター(子育てSOS支援ネットワーク) 子ども虐待防止ネットワーク・鳥取-CAPTA-	鳥取市立川町五丁目417	0857-27-4153	
		鳥取市立川町五丁目401	0857-21-4111	
家庭における児童養育上の問題に関すること	家庭児童相談室(家庭相談員)	鳥取市家庭児童相談室	0857-20-3463	
		倉吉市家庭児童相談室	0858-22-8120	
		米子市家庭児童相談室	0859-23-5176	
		境港市家庭児童相談室	0859-47-1077	
教育一般・発達の気になる子どもの教育相談	県教育センター	鳥取市湖山町北五丁目201	0857-31-3956	
		鳥取市扇町21 県民ふれあい会館内	0857-22-1601	
	県教育局	倉吉市東巖城町2	0858-23-3250	
		米子市靴町一丁目160	0859-31-9771	
こころの悩み等の相談	精神保健福祉センター	鳥取市江津318-1	0857-21-3031	
子どもの発育・発達や健康に関すること	県総合事務所福祉保健局	東部福祉保健局	鳥取市江津730	0857-22-5695
		中部福祉保健局	倉吉市東巖城町2	0858-23-3146
		西部福祉保健局	米子市東福原1-1-45	0859-31-9318
		日野福祉保健局	日野町根雨140-1	0859-72-2037
障がい児に関する相談	鳥取療育園	鳥取市江津260	0857-29-8889	
	鳥取市立若草学園	鳥取市湖山町西一丁目516	0857-28-1233	
	皆成学園	倉吉市みどり町3564-1	0858-22-7188	
	中部療育園	倉吉市南昭和町15	0858-22-7191	
	総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3	0859-38-2155	
	米子市立あかしや	米子市夜見町330-3	0859-29-2585	
	「エール」発達障がい者支援センター	倉吉市みどり町3564-1(皆成学園内)	0858-22-7208	
特別支援教育に関すること	鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市国府町宮下1265	0857-23-5441	
	鳥取県立鳥取聾学校	鳥取市国府町宮下1261	0857-23-2031	
	鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校	米子市上福原七丁目13-1	0859-23-2810	
	鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市江津260	0857-26-3601	
	鳥取県立白兔養護学校	鳥取市伏野1550-1	0857-59-0585	
	鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1231	0858-28-3500	
	鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原七丁目13-4	0859-22-6571	
	鳥取県立米子養護学校	米子市蚊屋343	0859-27-3411	
	米子市立米子養護学校	米子市車尾四丁目17-9	0859-33-4775	
	鳥取大学附属特別支援学校	鳥取市湖山町西二丁目149	0857-28-6340	
保護観察、犯罪予防に関すること	鳥取保護観察所	鳥取市吉方109	0857-22-3518	
少年の非行等に関する相談	東部少年サポートセンター	鳥取市西町一丁目401	0857-22-1574	
	西部少年サポートセンター	米子市靴町一丁目202	0859-31-1574	
青少年のあらゆる悩み、問題行動に関すること	少年補導センター	鳥取市少年愛護センター	鳥取市吉方温泉三丁目701	0857-22-4318
		倉吉地区少年補導センター	倉吉市住吉町77-1 リフレプラザ倉吉内	0858-23-1217
		米子市少年育成センター	米子市東町161-2	0859-35-0852
		境港市青少年育成センター	境港市上道町3000	0859-47-1014
産前産後休業など	労働基準監督署	鳥取労働基準監督署	鳥取市富安2-89-4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-24-3211
		倉吉労働基準監督署	倉吉市麻経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎	0858-22-6274
		米子労働基準監督署	米子市東町124-16 米子地方合同庁舎	0859-34-2231
育児休業など	鳥取労働局雇用均等室	鳥取市富安2-89-9	0857-29-1709	
就職・雇用など	公共職業安定所	鳥取公共職業安定所(マザーズサロン)	鳥取市富安2-89	0857-23-2021
		倉吉公共職業安定所	倉吉市麻経寺町二丁目15	0858-23-8609
		米子公共職業安定所	米子市博労町四丁目169-1	0859-33-3911
		根雨出張所	日野町根雨349-1	0859-72-0065
社会保険料など	年金事務所	鳥取年金事務所	鳥取市扇町176	0857-27-8311
		倉吉年金事務所	倉吉市山根619-1	0858-26-5311
		米子年金事務所	米子市西福原2-1-34	0859-34-6111
仕事と家庭の両立	(財)21世紀職業財団鳥取事務所	鳥取市扇町32 扇町扶桑ビル 3階	0857-29-0314	
県育英奨学金、学生寮に関する相談	県教育委員会人権教育課育英奨学室	鳥取市東町一丁目271番地 県庁第2庁舎	0857-29-7145	

相談内容	相談窓口	所在地	電話番号	開設
福祉全般に関すること	東部総合事務所 福祉保健局	鳥取市江津730	0857-22-5625	月～金 8:30～17:15
	中部総合事務所 福祉保健局	倉吉市東巖城町2	0858-23-3126	
	西部総合事務所 福祉保健局	米子市東福原1-1-45	0859-31-9308	
	日野総合事務所 福祉保健局	日野町根雨140-1	0859-72-2034	
	鳥取市福祉事務所	鳥取市富安二丁目138-4	0857-20-3465	
	倉吉市福祉事務所	倉吉市葵町722	0858-22-8118	
	米子市福祉事務所	米子市加茂町1-1	0859-23-5155	
女性・DVの相談	境港市福祉事務所	境港市上道町3000	0859-47-1077	月～金 8:30～17:15
	婦人相談所	鳥取市江津318-1	0857-23-1031	
	心と女性の相談室 (中部総合事務所福祉保健局)	倉吉市東巖城町2	0858-23-3147	
家族、職場・地域の人間 関係、健康の相談など	心と女性の相談室 (西部総合事務所福祉保健局)	米子市東福原1-1-45	0859-31-9304、3152	火～日 9:00～17:00 月～金 9:00～17:00 月～金 9:00～17:00
	男女共同参画センター (よりん彩)	倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心 1階	0858-23-3939	
	東部相談室	鳥取市東町一丁目271 県庁第2庁舎 1階	0857-26-7887	
	西部相談室	米子市末広町294 米子コンベンションセンター4階	0859-33-3955	
育児に関する身近な相談窓口 ・地域子育て支援センター・保健師・主任児童委員・民生委員・児童委員・各市町村にお問い合わせください。				

電話相談				
相談内容	相談窓口	電話番号	開設	備考
小児救急電話相談 (受診すべきかどうかの相談)	とっとり子ども救急ダイヤル (鳥取県小児救急電話相談事業)	#8000(ダイヤル回線、IP電 話の場合03-5276-9137)	月～金 19:00～23:00 土・日・祝日 9:00～23:00	
子どもに関する 身近な相談	子ども家庭支援センター「希望館」 児童家庭支援センター 米子みその	0857-27-4153	24時間	緊急の場合は 24時間対応
子どもについての悩み、 心配ごとに関すること	子ども電話相談東部 子ども電話相談中部 子ども電話相談西部	0857-29-5460 0858-22-4152 0859-33-2020	月～金 8:30～17:15	時間外は 留守番電話
子どもの人権に関する こと	子どもの人権110番(鳥取地方法務局) 子どもの人権110番強化週間	0120-007-110(フリーダイヤル) 平成24年度:6月25日(月)～7月1日(日)	月～金 8:30～17:15	時間外は留守番電話
いじめについて	いじめ110番(県教育センター)	0857-28-8718	24時間	
	24時間いじめ相談 ダイヤル(文部科学省)	0570-0-78310	24時間	
	県教育委員会 小中学校課 指導係	0857-26-7930	月～金 8:30～17:15	
	県教育委員会 高等学校課 指導係	0857-26-7540	月～金 8:30～17:15	
少年及びその親の悩み ごとに関すること	ヤング・テレホン (県警察本部少年課) ヤング・メール youngmail@pref.tottori.jp	0857-29-0808	月～金 8:30～17:15	時間外は 留守番電話
子どもの悩み事相談	チャイルドライン	0120-99-7777	15:00～21:00	毎週水曜日
家庭教育に関する相談	子育てホットライン (家庭教育電話相談) メールアドレス tel.kosodate@pref.tottori.jp ファクシミリ	0857-36-1154	0857-26-8175	月～金 10:00～17:00 時間外は 留守番電話
DV(女性に対する暴力) 等の相談	婦人相談所	0857-27-8630	月～金 8:30～17:15	緊急の場合は、 24時間受け付けます
	心と女性の相談室 (中部総合事務所福祉保健局)	0858-23-3147、3152		
	心と女性の相談室 (西部総合事務所福祉保健局)	0859-31-9304		
	夜間電話相談窓口	0858-26-9807	平日0:00～8:30、12:15～24:00 土・日・祝 0:00～24:00	年中無休
	DV相談ナビ	0570-0-55210		全国のDV相談窓口を案内
	警察総合相談電話	0857-27-9110(#9110)	24時間	
	警察本部性犯罪110番	0857-22-7110	24時間	
女性の人権ホットライン (鳥取地方法務局)	0857-27-3753	月～金 8:30～17:15		

子育て応援課「とっとり子育て応援ガイドブック」より (平成24年9月現在)

《追加》鳥取県立琴の浦高等特別支援学校(平成25年4月1日開校予定)

相談内容	相談窓口	所在地	電話番号
特別支援教育に関すること	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校	東伯郡琴浦町赤碓1957-1	(未定)

情報提供いただいた幼稚園・保育所・認定こども園・学校等

- ・鳥取市立福部すなっこ園
- ・鳥取市立河原あゆっこ園
- ・鳥取市立鹿野幼児センターこじか園
- ・鳥取大学附属幼稚園
- ・湯梨浜町立松崎幼稚園
- ・湯梨浜町立はわいこども園
- ・認定こども園北栄町立北条こども園
- ・認定こども園鳥取短期大学附属幼稚園・保育園
- ・美哉幼稚園
- ・鳥取市立ひかり保育園
- ・倉吉東保育園
- ・三朝町立三朝保育園
- ・大山町立大山きゃらぼく保育園
- ・日吉津村立日吉津保育所
- ・鳥取市トリニティプランしかの推進協議会
- ・岩美町スクラム教育推進委員会
- ・智頭町教育委員会
- ・湯梨浜町
- ・南部町教育委員会
- ・大山町教育委員会
- ・日吉津村教育委員会
- ・湯梨浜町教育委員会
- ・岩美町立岩美南小学校
- ・八頭町立隼小学校



鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）

平成25年3月発行

発行：鳥取県教育委員会事務局小中学校課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地

電話 (0857) 26-7512

ファクシ (0857) 26-8170

電子メール shouchugakkou@pref.tottori.jp